

# 国立大学法人の機能強化へ向けた国による財政支援の充実を求める声明

## —第4期中期目標期間に向けて—

令和3年11月4日

国立大学法人東京海洋大学 経営協議会学外委員

五十嵐 道子

井手 憲文

井上 四郎

荻上 紘一

武藤 光一

森 榮

山本 勝

私たちは国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号に基づく経営協議会の学外委員として、東京海洋大学の将来計画をはじめ、大学経営の審議に参画するとともに、透明性のある大学経営の実現に尽力してきました。来年度から第4期中期目標期間を迎えるにあたり、国立大学の財政支援の充実について、下記のとおり、学外委員としての意見を表明いたします。

### 記

1 東京海洋大学は我が国の海洋立国としての発展に資する、他に類を見ない特色ある教育・研究を行う大学です。本学を含む全ての国立大学は、教育・研究を通して、我が国の発展成長、地方創生の中核を担う重要な公共財であり、様々なステークホルダーの意見を踏まえつつ、それぞれの特性に応じて多様な目標を設定し、その達成に向けた取り組みが行われるべきであると考えます。そして、国立大学の多様な教育・研究の流れを次の若い世代に引き継ぐことこそが、未来の我が国や世界の発展を支える原動力になると私たちは信じます。

是非とも、国立大学が第4期中期目標期間を迎えるにあたり、各大学が多様性をもって、その機能強化を十分に果たし、社会的使命を実現できるよう、財政支援が拡充されることを期待いたします。

2 財政支援のうち、運営費交付金は、国立大学の教育研究の基盤です。これを減額するのではなく、今後は増額していくことが不可欠だと考えます。

また、運営費交付金の配分は、共通の指標のみによるのではなく、大学の特性に応じてその強みを伸ばす観点が必要です。運営費交付金の予算全体を増額することなく、全国立大学共通の指標によって各大学を評価し、それに従って傾斜配分を行う現行の方式では、各大学の多様性を損なうだけでなく、中長期的な視点に立った教育・研究の実施を困難にしています。大学間での傾斜配分を行うのみで、大学経営の効率化や教育・研究体制の高度化を求めようとする方針は、国立大学全体の体力を低下させ、延いては我が国の競争力を損なうのではないかと危惧いたします。

さらに、「大学ファンド」の設立は歓迎すべきものではありませんが、この設立によって運営費交付金を削減することがないよう、切にお願いいたします。

以上